

綾瀬市市民相談処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民相談業務を的確かつ効果的に推進するため、市民からの相談の処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義及び区分)

第2条 この要綱において、市民からの相談とは、各課等において所管する個別の業務により処理するものを除いたものをいう。

2 相談は、その内容を次の各号に定めるところにより区分するものとする。

(1) 法律相談 不動産、夫婦問題その他の民事問題を専門的に処理するもの

(2) 一般相談 前号に規定するもの以外

(処理体制)

第3条 市長は、相談を専門的な立場で処理するため、法律相談弁護士を置き、その業務の庶務は、市民相談主管課において処理するものとする。

2 前項に定めるもののほか相談は、関係課等の協力のもとに市民相談主管課において処理するものとする。

3 関係各課等の長は、相談の処理に当たり、所属職員の派遣、関係資料の提供等により相談の迅速かつ的確な処理に努めるものとする。

(法律相談)

第4条 法律相談は、法律相談弁護士により一括処理するものとする。

2 法律相談は、原則として毎月4回実施するものとし、法律相談を受けようとする者の予約は、順次受け付けるものとする。

(一般相談)

第5条 一般相談は、電話及び来訪による相談とする。

2 来訪による一般相談で、各課等が所管している業務に関連するものについては、原則として当該課等の長が同席のもとに処理するものとする。

(秘密の厳守)

第6条 相談の処理に従事した職員等は、その事務に当たり知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成5年1月1日から施行する。